

南河内地域水防災連絡協議会規約

(名称)

第1条 本協議会の名称は、南河内地域水防災連絡協議会（以下「協議会」という。）とする。

(用語の定義)

第2条 この規約において「南河内地域」とは、協議会で防災・減災対策に取り組む地域とし、別図に示す地域をいう。

(目的)

第3条 協議会は、大阪府水防計画や治水施設の状況などを防災関係機関に提供するとともに、「南河内地域」に応じた、水防法第十五条の十で定める水災による被害の軽減に資する取組及び流域治水プロジェクトを総合的かつ一体的に推進するために必要な連携や協議を行い、洪水や土砂災害などに際し、水防等に関する情報伝達を迅速かつ的確に行うことにより、水防活動等の円滑化を図り災害の被害軽減に資する。

(組織)

第4条 協議会は、「南河内地域」の防災・減災に係る機関をもって組織する。

- 2 協議会に、防災・減災に関する行政ワーキンググループ（以下「行政WG」という。）を設置するものとする。
- 3 前項に定めるもののほか、協議会は、構成員の同意を得て、必要に応じて各種のWGを設置することができるものとする。

(協議会での連絡協議事項)

第5条 協議会で連絡協議する事項は、下記のとおりとする。

- (1) 「南河内地域」における防災・減災対策の取組に関する事項
- (2) 各市町村間の情報連絡システムの整備に関する事項
- (3) 各市町村の水防体制、備蓄資器材の情報交換に関する事項
- (4) 水防災をはじめ、各種自然災害に係わる危機管理等の情報交換に関する事項
- (5) 大阪府水防計画、治水施設の状況などの関係機関への周知に関する事項
- (6) 南河内地域に関する雨量、水位等の情報伝達に関する事項
- (7) その他協議会の目的達成に必要なと認める事項

(行政WGでの検討事項)

第6条 行政WGは、前条第1号から第4号の事項において、次の各号に定める内容について検討等を行うものとする。

- (1) 洪水の浸水想定等の水害リスク情報の共有に関する事項
- (2) 各機関がそれぞれ又は連携して実施している現状の防災・減災に係る取組状況等に関する事項
- (3) 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑な氾濫水の排水等を実現するために各機

関がそれぞれ又は連携して取り組む事項

- (4) 各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項等をまとめた「南河内地域」の取組方針の作成及び共有に関する事項
- (5) その他大規模な災害に関する防災・減災対策に関して必要な事項

(協議会)

第7条 協議会は、別表1に掲げる者をもって構成する。

- 2 協議会に、会長を置き、会長には大阪府知事をあてる。
- 3 協議会の議長は、会長がこれにあたる。会長に事故ある時は、会長があらかじめ指名する構成員が会議の議長となる。
- 4 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 5 会長は、構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者を構成員に求めることができる。
- 6 協議会は、構成員の同意を得て、書面により開催することができる。

(行政WG)

第8条 行政WGは、別表2に掲げる者をもって構成する。

- 2 行政WGの議長は、別表2の構成員のうちから会長が指名しこれにあたる。
- 3 行政WGの運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 行政WGは、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、防災・減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 5 議長は、構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者を構成員に求めることができる。

(オブザーバー)

- 第9条 協議会及び行政WGは、関係行政機関及び関係団体の代表者で、その参加が協議会及び行政WGの活動に有意義であると認められる者をオブザーバーとして置くことができる。
- 2 オブザーバーは、本協議会の目的達成のため助言と支援を行うことができる。

(会議の公開)

- 第10条 協議会は、原則として公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。
- 2 行政WGは、原則非公開とし、行政WGの結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

- 第11条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

(構成員の任期)

- 第12条 関係行政機関および関係団体の代表者である構成員の任期は、当該職に在る期間とす

る。

(事務局)

第13条 協議会の事務局は、大阪府富田林土木事務所に置く。

(委任)

第14条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は協議会で定めるものとする。

附 則

この規約は、平成 3年5月27日から施行する。

この規約は、平成12年4月13日から施行する。

この規約は、平成13年6月14日から施行する。

この規約は、平成16年6月11日から施行する。

この規約は、平成21年6月11日から施行する。

この規約は、平成23年6月23日から施行する。

この規約は、平成30年1月29日から施行する。

この規約は、平成30年5月31日から施行する。

この規約は、令和元年5月29日から施行する。

この規約は、令和2年5月28日から施行する。

この規約は、令和3年6月8日から施行する。

この規約は、令和4年3月25日から施行する。

この規約は、令和4年6月30日から施行する。

この規約は、令和5年5月22日から施行する。

この規約は、令和6年5月23日から施行する。

この規約は、令和7年5月26日から施行する。

別表1（第7条関係）

（自治体）

大阪府知事
富田林市長
河内長野市長
松原市長
羽曳野市長
藤井寺市長
大阪狭山市長
太子町長
河南町長
千早赤阪村長
堺市長
大阪市長
柏原市長

（自治体関係）

大阪府富田林土木事務所長
大阪府南河内地域防災監
大阪府八尾土木事務所長
大阪府中河内地域防災監
大阪府南部流域下水道事務所長
大阪府南河内農と緑の総合事務所長
大阪府藤井寺保健所長
大阪府富田林保健所長

（国関係）

国土交通省近畿地方整備局大和川河川事務所長
気象庁大阪管区气象台長

（警察機関）

大阪府羽曳野警察署長
大阪府富田林警察署長
大阪府松原警察署長
大阪府黒山警察署長
大阪府河内長野警察署長
大阪府柏原警察署長

（消防機関）

堺市消防局 消防局長
大阪南消防局 消防局長
松原市消防本部 消防長

（占用事業者）

大阪広域水道企業団南部水道事業所長
関西電力送配電株式会社 大阪南本部 羽曳野配電営業所長
大阪ガスネットワーク株式会社 南部事業部長
河内長野ガス株式会社 導管事業部長
西日本電信電話株式会社 関西支店 設備部 災害対策室長

（運輸事業者）

近畿日本鉄道株式会社 大阪統括部施設部工務課長
南海電鉄株式会社 施設部課長
近鉄バス株式会社 松原営業所 所長
南海バス株式会社 河内長野営業所 所長

別表2（第8条関係）

（自治体関係）

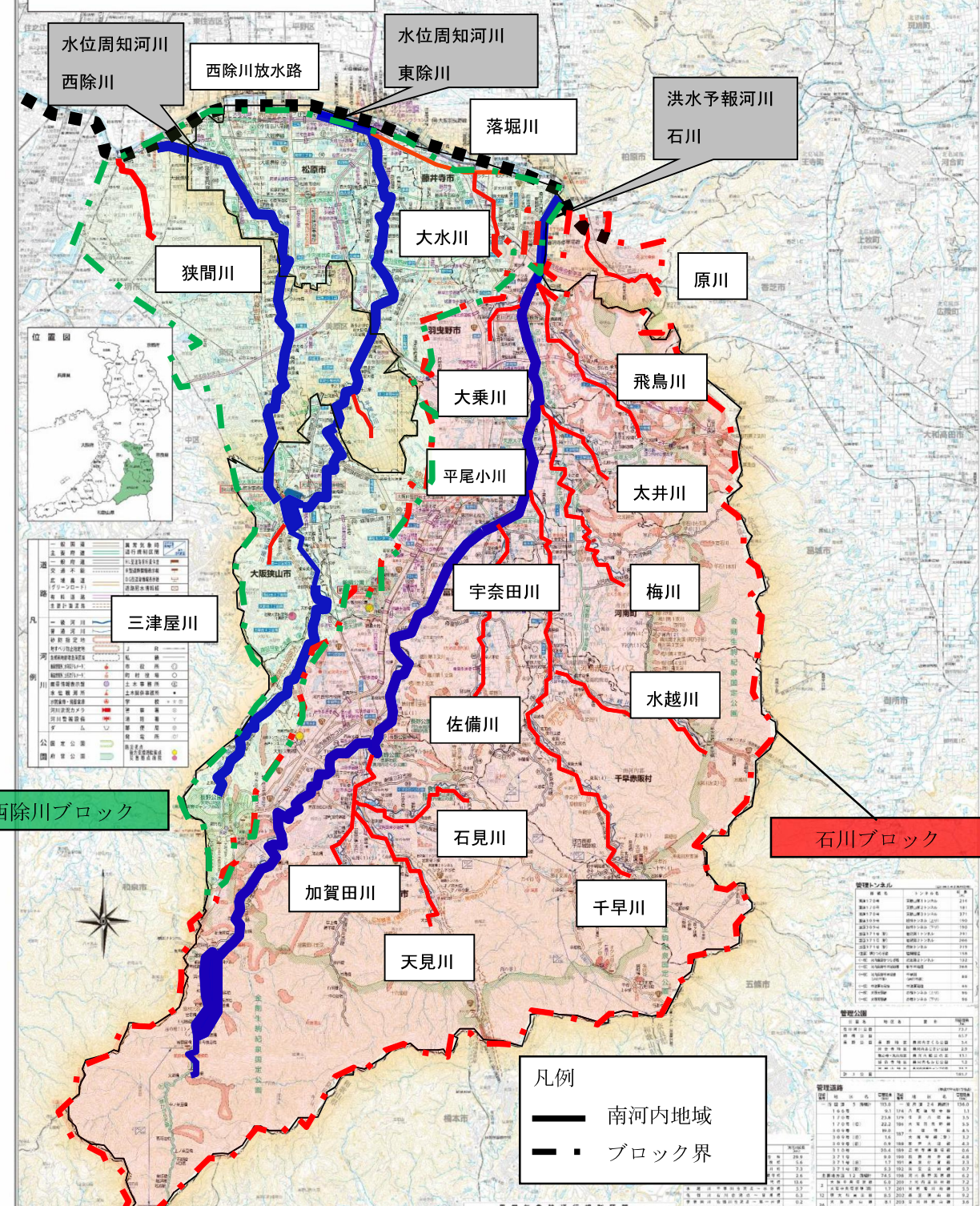
大阪府南河内地域防災担当参事 兼 大阪府富田林土木事務所 地域支援・企画課長
大阪府富田林土木事務所 建設課長
大阪府富田林土木事務所 松原建設事業所 建設課長
大阪府中河内地域防災担当参事 兼 大阪府八尾土木事務所 地域支援・企画課長
大阪府八尾土木事務所 建設課長
大阪府都市整備部事業調整室 都市防災課 参事
大阪府都市整備部河川室 河川整備課 参事
大阪府下水道室 事業課長
大阪府都市整備部住宅建築局建築指導室 審査指導課長
大阪府危機管理室防災企画課参事
大阪都市計画局計画推進室 計画調整課 参事
大阪府南部流域下水道事務所 建設課長
大阪府南河内農と緑の総合事務所 地域政策室 室長

富田林市 危機管理監
富田林市 産業部長
河内長野市 危機管理監
河内長野市 都市サステナ部長
松原市 危機管理課長
松原市 上下水道管理課長
羽曳野市 危機管理部長
羽曳野市 下水道部長
藤井寺市 危機管理監
藤井寺市 都市整備部長
大阪狭山市 危機管理室次長
大阪狭山市 水政策部下水道・水路グループ課長
太子町 まちづくり推進部長
太子町 政策総務部長
河南町 防災監
河南町 まち創造部長
千早赤阪村 総務部長
千早赤阪村 産業建設部長
堺市 危機管理室長
堺市 土木部長
堺市 下水道管路部長
大阪市 危機管理室 防災計画担当課長
大阪市 建設局企画部 工務課長
柏原市 危機管理監
柏原市 都市みどり安全部長

（国関係）

国土交通省近畿地方整備局大和川河川事務所 事業対策官
大阪管区気象台 気象防災部 気象防災情報調整官

別図（第2条関係）『南河内地域』



「南河内地域」の府管理河川、土砂災害警戒区域が対象。(柏原市域に存する石川と原川、堺市に移管した狭間川を含む)

1 : 30,000

管理河川		管理河川		管理河川	
河川名	延長(km)	河川名	延長(km)	河川名	延長(km)
西除川	10.0	東除川	10.0	大乗川	10.0
狭間川	10.0	大水川	10.0	原川	10.0
大乗川	10.0	飛鳥川	10.0	太井川	10.0
宇奈田川	10.0	梅川	10.0	水越川	10.0
石見川	10.0	加賀田川	10.0	千早川	10.0
天見川	10.0				